

岩美町下水道事業経営戦略（集落排水処理事業特別会計）

団 体 名：岩美町

事業名：農業集落排水事業、漁業集落排水事業、個別排水処理事業

策 定 日：平成 29 年 3 月

計 画 期 間：平成 28 年度 ～ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成元年度 (供用開始後27年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処 理 区 域 内 人 口 密 度	漁業集落排水：34.3人/ha 農業集落排水：20.0人/ha	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	4処理区及び個別排水(H12年度供用開始) 漁業集落排水：網代地区(H1年度供用開始)、東地区(H12年度供用開始) 農業集落排水：長谷・白地地区(H13年度供用開始)、本庄・太田地区(H18年度供用開始)		
処 理 場 数	2処理場(東浄化センター、長谷・白地浄化センター) ※ 網代浄化センターについては、公共下水道接続に伴いH23年度に廃止しました。		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	[広域化] 鳥取県東部広域行政管理組合において共同で汚泥処理を行っています。 [最適化] 網代地区漁業集落排水を公共下水道(大谷処理区)に接続(H23年度)		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金 1,000円/月 従量料金 1～20㎓：164円/㎓ 21～50㎓：183円/㎓ 51～100㎓：196円/㎓ 101㎓～(特定排水)：135円/㎓ 上記を合算した額に消費税及び地方消費税相当額を加算します。						
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用使用料体系の設定なし						
その他の使用料体系の概要・考え方	塩分を排除した場合は、排除汚水中の塩分濃度から計算した塩分量 1トンにつき 1,400円を加算します。						
条例上の使用料*2 (20㎓あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,494	円	実質的な使用料*3 (20㎓あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,589	円
	平成26年度	4,622	円		平成26年度	4,766	円
	平成27年度	4,622	円		平成27年度	4,801	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎥あたりの使用料をいう。
*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎥を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	1名（維持管理事務担当職員。他業務との兼務職員は除く。） ※ ただし、兼務により、職員給与費としては0.5人役分を負担しています。
事 業 運 営 組 織	平成16年度に水道部門と下水道部門（集落排水、浄化槽を含む。）を統合しました。 （現在の組織図） 環境水道課 上下水道係 計画調整係 （施設の整備、維持管理等） （料金関係、会計処理等）

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	処理場の運転管理業務、電気保安業務、消防設備保守点検業務、汚泥運搬業務等を民間委託しています。さらに、薬品購入など委託業務の広範化を検討しています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等） *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等） *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析 ： 別 紙 ① の と お り

平成28年度に作成・公表しました、平成27年度決算「経営比較分析表」を添付しております。 この経営比較分析表は経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。
--

2. 経営の基本方針

○ 快適な暮らしと水環境の保全の推進 施設整備は完了しており、接続率は全体で91.5％(平成28年9月末時点)となっています。引き続き、水洗化の促進により、町民の快適な暮らしと水環境の保全を推進します。 ○ 持続的・安定的な污水处理 計画期間内にすべての処理区で供用開始後20年が経過し、機械設備の老朽化が進むことが想定されます。計画的な点検・調査により事故を未然に防ぐとともに、修繕や改築更新の平準化を図るなど、適切な施設管理を推進することにより、持続的・安定的な污水处理を目指します。 ○ 経営基盤の強化 経営基盤の強化に向け、使用料収入の確保、業務の効率化、維持管理コストの削減等の経営改善を進め、経費回収率の維持・向上を図ります。また、公営企業会計の適用や污水处理施設の統廃合等の検討を進めます。
--

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙②のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○投資の目標に関する事項 予定された区域の面的整備は完了しており、今後区域拡大のための投資を行う予定はありません。 ただし、宅地、事業所用地等の新たな造成がある場合には、都度、集落排水への接続を検討します。その際、集落排水処理施設に接続する場合と浄化槽で污水处理する場合との経済比較により、管渠整備の可否を判断します。本計画では、近年実績がないことから、経費は計上していません。 ○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 計画期間内に耐用年数が経過する機械設備(主にマンホールポンプ)について、機能低下のみられるものから、また、費用の平準化を図りながら順次更新することとしており、全体で44,805千円の経費を見込んでいます。 ○最適化に関する事項 処理場の更新需要を見据え、より効率的に污水处理を行えるよう、污水处理施設の統廃合・最適化について検討を進めます。
--

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項 資本費平準化債の発行により、基金(平成28年度末見込 55,046千円)の延命化を図るとともに、一般会計の負担を軽減します。 ○使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項 本計画では、人口と有収水量の推計を基に見込んでいます。面的整備が完了して会計全体の接続率が91.5％と比較的高く水洗化人口の大幅な伸びは見込めないこと、集落排水処理区域においては人口減少のスピードが特に速いこと、また、節水機器の普及に伴い有収水量が減少傾向にあることにより、使用料収入は減少していく見込みです(平成28年度→平成37年度増減率 △14.6％)。 ○企業債に関する事項 平成41年度頃まで続く企業債元利償還費のピークを抑制し、資本費負担の平準化を図るため、平成29年度以降、本計画期間内で総額203,500千円の資本費平準化債の発行を計画しています。 ○繰入金に関する事項 平成29年度以降、資本費平準化債の借入に伴い、営業外収益(ア 他会計繰入金)の一般会計繰入金が減少します。収支不足額は、営業外収益(イ その他)のうち基金繰入金により補填することとしています。ただし、平成35年度頃に基金が底をつく見通しであり、それ以降は、一般会計基準外繰入金(平成37年度までの総額33,182千円)により補てんすることとしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○職員給与費に関する事項 これ以上の職員削減は困難な状況から、現在の職員数は変えずに、平成28年度給与費を基に定期昇給分として毎年1％の増加を見込んで計上しています。 ○修繕費に関する事項 処理場については、機器ごとの経過年数に応じて必要な部品交換等を見込んでおり、毎年平均4,600千円程度を計上しています。マンホールポンプについては、投資項目の中で更新費用を見込んでいるため、応急経費以外は見込んでいません。 ○薬品費・動力費に関する事項 直近の実績及び有収水量の推計に応じて減少傾向で計上しています。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	有収水量の減少に伴い効率性が低下していることから、公共下水道への接続をなど、施設の統廃合・最適化について検討する必要があります。
投資の平準化に関する事項	公共下水道に接続した集落排水処理施設については、公共下水道としての一体的な施設管理を検討します。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	全国的にみて高水準の使用料体系であること、公共下水道区域と同じ使用料であることを勘案し、使用料の改定は見込んでいません。(消費税増税への対応は除きます。)
資産活用による収入増加の取組について	小規模であるため活用可能な資産や活用方法が非常に限られます。費用対効果の見込まれる活用方法について、引き続き、情報収集に努めます。
その他の取組	建設改良に当たっては、国の補助事業活用や交付税措置の有利な起債を発行するなど、適切な財源確保を検討します。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場やマンホールポンプ等の施設の運転管理について、現行の委託範囲に軽微な修繕や緊急対応を含めるなど、段階的な広範化を検討します。
職員給与費に関する事項	公共下水道事業や上水道事業など、同部署で行う他の業務も含めた事業規模や業務内容を把握・調整し、業務量と職員数との整合を図っていきます。
動力費に関する事項	電力小売自由化に伴い、電力の調達先を検討する必要があります。
薬品費に関する事項	調達にかかる業務効率化のため、処理施設の運転管理業務と合わせて委託することを検討します。
修繕費に関する事項	計画的な部品交換等により、事故や突発的な修繕の未然防止に努めます。
委託費に関する事項	処理場やマンホールポンプ等の施設の維持管理・運転管理について、委託業務の広範化を段階的に検討します。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上等の取組について、従来の手法に捉われることなく、より効果的な取組を検討します。また、経営の効率化の観点から、公営企業会計の適用にかかる検討を進めることとしています。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度、前年度決算数値と比較しながら収支計画の進捗管理を行います。 また、概ね5年ごとに見直しをかけるとともに、収支計画の前提となる諸条件(維持管理、投資に関する方針等)に変化が生じた場合には随時見直すこととします。
---------------------	---